

# 福井県報

第 2854 号  
平成 29 年  
8 月 29 日 (火)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目 次

- 規則 (※は、県例規集登載事項)
- ※技能検定試験手数料の免除に関する規則 (二三・労働政策課) …………… 一
  - 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (政策統計・情報課) …………… 一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) …………… 一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (二件・原子力環境監視センター) …………… 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定 (県立病院) …………… 四
- 開発行為に関する工事の完了 (敦賀土木事務所) …………… 四
- 公安委員会告示
- 機械警備業務管理者講習の実施 (一)
- 四・生活環境課) …………… 四
- 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施 (一〇五・同) …………… 四

## 規 則

技能検定試験手数料の免除に関する規則を公布する。

平成二十九年八月二十九日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十三号

技能検定試験手数料の免除に関する規則

則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県手数料徴収条例 (平成十二年福井県条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、技能検定試験手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除)

第二条 知事は、次の各号に掲げる場合には、条例第五条の規定により、条例別表第四号の表二十四の項金額の欄第一号の手数料について、当該各号に定める額を免除するものとする。この場合においては、福井県手数料徴収条例施行規則 (平成十二年福井県規則第八号) 第二条の規定は、適用しない。

- 一 技能検定実技試験の実施日の属する年度 (四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)の四月一日における年齢が三十五歳未満の者 (出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)

別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。) (以下この条において「若年者」という。)が二級または三級の技能検定実技試験を受ける場合 (次号および第三号に掲げる場合を除く。) 九千円

二 条例別表第四号の表二十四の項金額の欄第一号(五)に掲げる場合であつて、技能検定実技試験を受けようとする者が若年者であるとき 五千八百円

三 条例別表第四号の表二十四の項金額の欄第一号(六)に掲げる場合であつて、技能検定実技試験を受けようとする者が若年者であるとき 七千円

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則 (平成二十九年福井県規則第八二号) 第一三條第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年八月二十九日

福井県知事 西川 一誠

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
次期福井県サーブ統合環境基盤提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称  
および所在地  
福井県総合政策部政策統計・情報課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十九年七月二十六日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所

株式会社江守情報

福井県福井市毛矢1丁目6-23

随意契約に係る契約金額

246,240,000円

契約の相手方を決定した手続

特命随意契約

随意契約理由

県の重要システムが多数稼働している福井県サーブ統合環境基盤を更新するにあたり、システム全てを安定的かつ短期間に次期基盤に移行するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則 (平成二十九年福井県規則第八二号) 第四条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十九日

福井県知事 西川 一誠

- 1 一般競争入札に付する事項  
(1) 調達をする物品 (以下「調達物品」という。)の名称および数量  
原子力防災ネットワークシステム機器  
貸借および運用保守業務 一式 (長期継続契約)

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および調達仕様書 (以下「入札説明書等」という。)による。

(3) システム更新の納入期限  
平成三十年二月二十八日 (水) まで

(4) 契約期間  
契約締結日から平成三十五年二月二十八日 (火) まで

(5) 納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札に参加する者に必要な資格  
この入札に参加することができる者は、

特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のないものであること。
- (5) 入札の日から過去5年間に於いて、公告業務と同種同程度以上の業務を行った実績を有するものであること。
- (6) この入札にかかるサービスの提供体制が十分に整い、長時間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。
- (7) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められるものであること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者

を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができな

い者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札運用要領」および「福井県物品調達等の電子入札に関する取り扱いについて」による。

### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加確認申請書等の提出期間  
平成29年8月29日（火）9時00分から平成29年9月19日（火）17時00分まで（福井県の休日を含め）  
例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- (2) 申請書等の提出方法  
ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者  
電子入札システムを使用して送信する。

イ なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基

づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす

ル。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

ウ 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県安全環境部原子力安全対策課

### (3) 資格の確認の通知

資格の確認等の結果は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

(4) 入札参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成29年9月29日（金）17時00分までに説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所へ提出しなければならない。

イ 県は、説明を求める者に対して、平成29年10月4日（水）17時00分までに書面により回答するものとする。

### 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

- (2) 入札書の提出期間および場所
- ア 入札書の提出期間  
平成29年10月10日(火) 9時  
00分から平成29年10月11日(水) 16時00分まで
- イ 場所  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県安全環境部原子力安全対策課
- (3) 開札日時および場所
- ア 開札日時  
平成29年10月12日(木) 10時00分
- イ 場所  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県安全環境部原子力安全対策課  
電話 0776-20-0313
- 6 入札の方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
- この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入

- 札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨  
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則(昭和39年福井規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので、注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請者の受付時期  
福井県の休日を含め、随時申請  
1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課 総務事務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased  
Nuclear Disaster Prevention Network (Emergency Contact Network)  
Facility
- (2) Date, Time of Bidding  
1000A.M. 12 October 2017
- (3) Deadline for delivery  
5:00P.M. 28th February 2018
- (4) The place for delivery and Contact for the notice  
Nuclear Energy Safety Division,  
Department of Safety and Environment  
Fukui Prefectural Government, 3-17-1  
Ohts, Fukui city, Fukui 910-8580 Japan  
TEL 0776-200313

- 「大気モニタおよびサンゾルチェンジャー機能付ヨウ素サンゾラ整備事業」に係る業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県原子力環境監視センター  
福井県敦賀市吉河37-1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月4日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社千代田テクノル 敦賀営業所  
福井県敦賀市呉竹町2丁目9-5
- 5 落札金額  
250,344,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年6月23日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。
- 平成29年8月29日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 落札に係る物品の名称および数量  
「H29情報基盤・公開機能システム更新ならびに運営管理・保守点検委託事業」に係る業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県原子力環境監視センター  
福井県敦賀市吉河37-1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年8月4日

- 4 落札者の名称および住所  
株式会社日立製作所 福井支店  
福井県福井市中央1丁目3-12
- 5 落札金額  
181,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年6月23日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 平成29年8月29日  
福井県知事 西川 一誠
- 1 随意契約に係る物品の名称および数量  
再加熱カート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
- 福井県福井市四ツ井2丁目8-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年6月28日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社エージーピー営業開発本部フー  
ドシステムソリューション事業部  
東京都大田区羽田空港1丁目7-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
44,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調

達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月29日

福井県嶺南振興局長 北 慶一

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
三方郡美浜町木野22号六反田3番1外

7筆

2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

大和情報サービス株式会社  
代表取締役 藤田 勝幸

## 公安委員会告示

福井県公安委員会告示第104号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年8月29日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

- 1 実施期間  
平成29年10月17日（火）から同年10月20日（金）までの4日間
- 2 実施場所  
福井市春山1丁目7番3号 築織会館5階会議室

理者講習修了証明書を交付する。

福井県公安委員会告示第105号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年8月29日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

- 3 定員  
20名
- 4 受講申込みの手続  
(1) 受付期間  
平成29年9月4日（月）から同年9月15日（金）までの午前9時から午後5時までの間（定員になり次第受付を終了する。）  
(2) 受付場所  
福井県内の警察署  
なお、本人が直接申請することし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類  
機械警備業務管理者講習申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。）  
1通
- (4) 手数料  
38,000円に相当する福井県証紙を機械警備業務管理者講習受講申込書に貼り付けること。  
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 5 講習に関する問合せ先  
福井県警察本部生活安全部生活環境課  
電話0776-22-2880（内線3192、3187）または各警察署生活安全課（探）
- 6 その他  
(1) 委託先  
本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。  
(2) 修了考査  
講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	平成 29 年 12 月 1 日 (金)	午前 10 時から
雑踏警備業務 2 級		午前 11 時 30 分まで
		午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
雑踏警備業務 1 級	平成 30 年 1 月 18 日 (木)	午後 1 時から
雑踏警備業務 2 級		午後 5 時まで
		午前 8 時 30 分から 午後 0 時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手 3 丁目 17 番 1 号  
福井県警察本部地下 1 階 B 102 会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第 2 号 1 番地 1  
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各 20 人

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 2 級  
福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 雑踏警備業務 1 級

(1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種類について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年

以上ある者

イ 福井県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。ただし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 雑踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(カ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(キ) 雑踏の整理に関すること。

(ク) 雑踏警備業務の管理に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

平成 29 年 10 月 23 日 (月) から同年 10 月 27 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者 (以下「検定申請者」という。) の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1 通

イ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2 葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1 通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種類について 2 級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後当該業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 各 1 通

- カ 3(2)イに該当する者にあつては、1  
級検定受検資格認定書 1通
- (4) 受検手数料  
13,000円に相当する福井県証紙  
により納入するものとし、検定申請書提  
出時に提出すること。  
なお、納付された受検手数料は、返還  
しない。
- 6 その他
- (1) 検定受検時の携行品
- ア 学科試験
- ・ 筆記用具
  - イ 実技試験
  - ・ 筆記用具
  - ・ 雨具
- (2) 受検票の交付  
受検票は、学科試験当日の受付時に交  
付する。
- 7 検定に関する問合せ先  
福井県警察本部生活安全部生活環境課電  
話0776-22-2880(内線319  
2、3187)または各警察署生活安全課  
(係)

平成二十九年八月二十九日印  
平成二十九年八月二十九日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号  
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七

福井県  
株式会社印刷所

☎ 0776-22-2880